

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1. 対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）
※高校に在学していない社会人等の方も対象（婚姻している方を除く）
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日生まれの児童（新生児）

2. 支給対象者 ※所得制限については裏面をご覧ください。

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方（前年所得の高い方）
（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. 給付額 対象児童1人につき、10万円

4. 申請手続き

＜プッシュ型（申請不要）＞ ※事前に市から通知をお送りします。

- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している世帯
- ・令和3年9月以降に生まれ、同年12月末までに児童手当の申請をした世帯

＜申請が必要な世帯＞

- ・児童が高校生等のみの世帯（児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯を除く）
- ・宇部市在住の公務員世帯
- ・出生により、令和4年1月以降に児童手当の申請をする世帯

5. 申請方法

◆申請先

令和3年9月30日時点（新生児は出生時点）で申請者（保護者のうち、生計を維持する程度の高い方）の住民票がある市区町村

◆申請期間（自治体により異なります）

令和4年1月4日（火）～令和4年3月31日（木）

◆申請方法 ※詳細は宇部市ウェブサイトをご確認ください。

申請書に振込口座等を記入して、必要書類とともに
宇部市の窓口、郵送、または電子申請でご提出ください。



6. 支給時期

- ・児童手当受給世帯の中学生以下は、令和3年12月24日(金)
同世帯の高校生等、令和3年9月以降生まれの新生児は令和4年1月28日(金)
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯の高校生等は令和4年1月28日(金)
- ・申請が必要な世帯は、申請を受けて1月下旬以降順次支給

裏面に続きます。必ずご確認ください！

7. 所得制限

申請者（保護者のうち、生計を維持する程度の高い方）の令和2年所得が下表の所得制限限度額未満の方が支給対象となります。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

こんなときはどうなるの？

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 宇部市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先



【申請手続き等について】

●宇部市子育て支援課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

☎0836-34-8330 FAX 0836-22-6051

平日午前8時30分～午後5時15分（木曜日は19時まで）

【制度全般について】

●内閣府コールセンター ☎0120-526-145

午前9時から午後8時（土日祝を含む、12/29～1/3休）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに宇部市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに宇部市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。